

相生市「認定地域クラブ」に関する認定要項

1 目的

相生市立中学校における部活動を新たに主体となって活動する団体を、「相生市認定地域クラブ」（以下「地域クラブ」という。）に認定し、中学生のスポーツ・文化芸術活動等に親しむ環境の充実を図るとともに、生涯スポーツ・生涯学習社会の実現を図ることを目的とする。

2 認定の要件

地域クラブの認定の要件は、『相生市中学校地域クラブ活動 展開方針』及び次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 部活動の地域展開として、中学生を対象にスポーツまたは文化芸術活動等を行い、専門性の高い指導を目指すとともに、生徒の健全育成に資すること。
- (2) 活動場所は原則として相生市内とし、活動場所までの移動について、生徒やその保護者の過度な負担とならないこと。
- (3) 営利を主たる目的とした運営でないこと。
- (4) 持続可能なクラブ運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっていること。
- (5) 以下の要件を満たす規約（会則）を作成しており、それらの内容が社会通念上、適正であると認められること。
 - ・目的が記載されていること。
 - ・入退会について記載されていること。
 - ・会費について記載されていること。
 - ・以下に準ずる役員を置くことが記載されていること。
①代表者 ②指導者 ③会計 ④会計監査
（代表者、指導者、会計、会計監査を兼ねることはできない。）
- (6) 運営に携わる役員または指導者は、国や県、また当該種目団体が主催する指導者研修等を受講すること。
- (7) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展し、勝敗などに偏った指導にならないように努め、市外からの生徒招集や参加生徒の選抜等をしないこと。
- (8) 生徒の人権を尊重した活動を行い、体罰や暴言、ハラスメント等、生徒の人権を侵害する違法な行為は行わないこと。
- (9) 過度の練習がスポーツ傷害・外傷、バーンアウト、精神の不安定などのリスクが高まることを正しく理解し、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
- (10) 成長期にある中学生がバランスの取れた生活を送ることができるよう本要項に準じた活動日数及び活動時間を設定すること。

<休養日及び活動時間の基準>

- ・週あたり3日以上（平日2日以上、土日1日以上）の休養日を設けること。
 - ・活動時間は、平日2時間程度以内、休日は3時間程度以内とし、短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこと。
 - ・休養日として設定した日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替え、休養日を確保すること。
 - ・長期休業中の休業日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。
 - ・中学校の定期考査前の一定期間を活動休養日として設定すること。
 - ・活動時間帯は、学校生活に支障がない時間帯を設定すること。
- (11) 生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮した指導内容や練習時間及び水分補給や休息時間等を設定すること。また、施設管理者と連携した用具や施設の点検、保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行うなど、生徒の安全確保に万全を期すること。
- (12) 地域クラブの運営団体・実施主体は、参加生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、国が示す目安を踏まえ、可能な限り低廉な参加費を設定する。
- (13) 指導者や参加生徒等に対して、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるよう保険や個人賠償責任保険に加入させていること。
- (14) 認定後、認定要件にあてはまらないと判断された場合は、認定を取り消されることを了承すること。
- (15) 本認定要件が変更された際は、変更内容を承認すること。

3 申請書類について

地域クラブの認定に関する必要書類は次のとおりとする。

- (1) 「様式1」地域クラブ認定申請書
- (2) 「様式2」地域クラブ募集のヒアリングシート
- (3) 「様式3」認定要件確認書
- (4) 「様式4」規則または会則
- (5) 保険加入証明書の写し

※新たに加入が必要な場合は認定決定後、すみやかに加入し提出のこと

4 認定について

相生市教育委員会は、申請があったときは、『相生市中学校地域クラブ活動 展開方針』に基づき、申請書類(1)～(5)をもとに認定の要件に適合するか審査し、認定の可否を決定するものとする。相生市教育委員会が地域クラブとして認定した場合は、「地域クラブ認定通知書(様式5)」により当該認定申請者に通知するものとする。

相生市教育委員会が地域クラブを不認定した場合には、「地域クラブ不認定通知書（様式6）」により当該認定申請者に通知するものとする。

5 認定の取り消し

相生市教育委員会は、認定を受けた地域クラブが認定の要件のいずれかに違反し、又はその本来の目的から逸脱していると認められるときは、「取消通知書（様式7）」により当該認定を取り消すことができる。

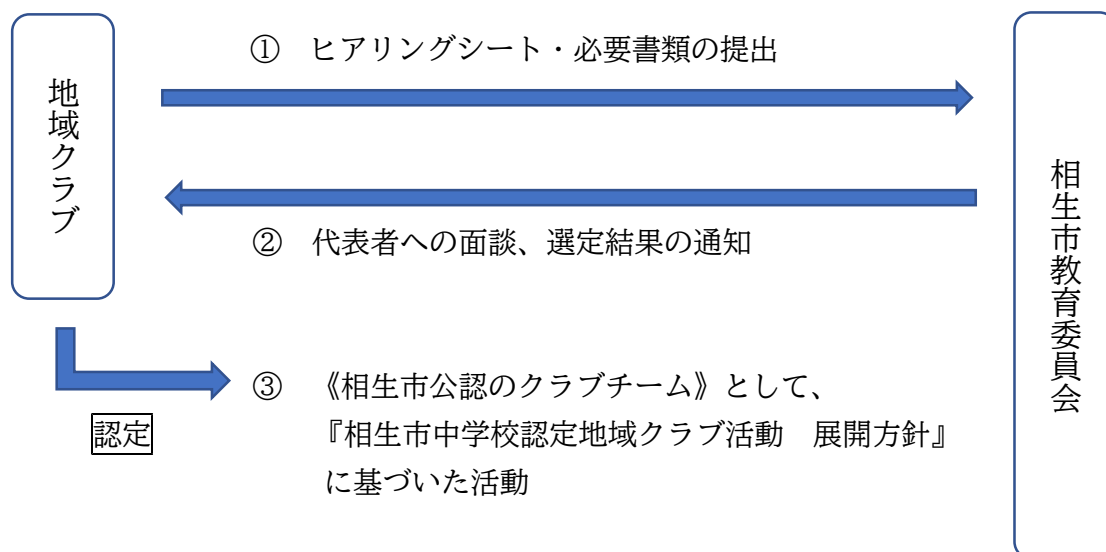
6 地域クラブ設立の流れ

(1) 選考について

事前に提出したヒアリングシートを用いて、相生市教育委員会による代表者への面談を実施し、地域クラブを選定する。

(2) 選定結果の通知

- ①選考結果は文書で通知する。
- ②選定結果に対する異議申し立てはできない。



7 附則 令和8年4月1日 施行